

医業トピックスQA

今月の院長先生からの質問



Q

医療法人で株式の売買はできるのでしょうか？
もし出来るとしたら、いくらぐらいまでなら可能なのでしょうか？

A

まず初めに、医療法人の有価証券の保有に関しては、医療法人管理
指導要領の資産管理に次のように定められています。

「医療事業の経営上必要な運用財産は適正に管理され、処分がみだりに
おこなわれていないこと」

「現金は、郵便官署、銀行、信託会社に預け入れ、又は信託し、又は公社債、若しくは、
確実な有価証券に換え、保管するものとする」とあります。

要するに、確実な有価証券であれば問題ないので、リスクの少ない有価証券で長期保守目
的で保管すれば問題ないかと思われます。

ご質問の回答ですが、株式の売買自体を医療法で禁止されているわけではありませんの
でできるかと言われれば可能です。

ただし、株式投資等を保有している場合は指導の対象になっているようですので、頻繁に
売買を繰り返すのは問題があるようです。

いくらぐらいまでなら可能かという質問に関しては、多額の保有は投資会社の支配権の
問題も発生し、営利行為に該当する可能性もでてきます。営利行為は医療法で禁止されて
いますので、多額の投資は避けるべきだと思います。

今月の時事ニュース

『電子レセ支払い早期化』

来年 3 月から
～厚労省～

厚生労働省は、医療機関などが国保連に電子レセプト（オンラインから電子媒体）で請求
した診療報酬の支払いを来年 3 月請求分から早期化する方針を社会保障審議会医療保険
部会に示した。

厚労省では、今年 10 月請求分から支払い早期化を始めると 1 月に都道府県に事務連絡し
ていたが、国保連の新システム導入が東日本大震災の影響で遅れているため、来年 3 月分
請求分から先送りすることとした。

厚労省によると、国保連から医療機関への診療報酬の支払いは、現行のスケジュールでは
紙レセプト、電子レセプト共に請求の翌月 25 日から月末。来年請求分からは、これを電
子レセプトのみ翌月 20 日に前倒しする。紙レセプトから電子レセプトへの移行を促すこ
とが狙い。